

届出避難所登録制度に関する Q&A

1. 制度の目的・位置づけについて

Q:これまでの「指定避難所」と何が違うのか。

A:指定避難所は、災害対策基本法に基づき市が決定・開設し、市職員が派遣される「公助」の施設です。

一方、今回の「届出避難所」は、自治会等が自主的に開設・運営する「共助」の拠点です。

Q:届出避難所登録制度を始める目的は。

A:身近な集会所等を登録することで、高齢者等のスムーズな避難を後押しします。また、ゲリラ豪雨などの

突発的な災害時でも、地域住民の判断で即座に避難できる場所を確保し、市全体の避難受入体制を強化することを目的としています。

Q:これまでの「指定避難所」を届出避難所として登録することはできるのか。

A:指定避難所を届出避難所として登録することはできません。

(例)菖蒲自治会館や吉川自治会館は指定避難所です。

2. 登録要件・手続きについて

Q:どのような施設でも登録できるのか。

A:安全確保の観点から、以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

1. 浸水想定区域外であること
2. 土砂災害警戒区域外であること
3. 新耐震基準(昭和56年6月以降の基準)に適合していること
4. 市で審査を行い、適当と認められた施設を登録します。

Q:どのような施設を想定しているのか。

A:地域の自治会館を想定しています。

Q:誰が申請するのか。どのような手続きを行う必要があるのか。

A:登録申請書を自治会や自主防災組織の代表者から申請してもらい、市が審査の上、登録の可否を通知します。

Q:1自治会に1施設しか登録できないのか。

A:1自治会に2施設以上を登録することは可能です。

3. 運営について

Q:避難所を開設した際、備蓄品が底をついた場合はどうするのか。

A:避難が長期化した場合は、最寄りの指定避難所で支援物資を配布するなど、市の備蓄品の対応を想定しています。

Q:開設したことはどのように市民へ知らせるのか。

A:設置者(自治会等)からの報告を受け、この報告に基づき、市はホームページや公式 LINE 等を通じて市民へ情報共有を行います。

4. 費用・備蓄品について

Q:備蓄品(食料や毛布など)に対する補助の内容は。

A:まず、届出避難所として新たに登録いただいた際には、設置の初年度に限り、市から「毛布・非常食・保存水」の現物を提供させていただきます。これにより、まずは最低限必要な備蓄を揃えていただくことが可能です。

収容可能人数	物資(数量)
30 人まで	毛布 10 枚以内 非常食 24 食以内 保存水(500 ミリリットル) 24 本以内
31～60人まで	毛布 20 枚以内 非常食 48 食以内 保存水(500 ミリリットル) 48 本以内
61 人以上	毛布 30 枚以内 非常食 72 食以内 保存水(500 ミリリットル) 72 本以内

次に、その後の継続的な備蓄品の補充や維持管理についてです。

これらについては、原則として各自治会(設置者)のご負担となりますが、市の「自治会活動活性化補助金」を活用いただくことができます。

具体的には、本補助金の対象事業である「消防防災備品等の購入」として申請が可能です。

- ・ 補助率は、購入費用の「2 分の 1」以内。
- ・ 限度額は、「40 万円」までとなっております。

災害用備蓄食料品や、ヘルメット、消火器といった防災用品の更新にあたっては、この補助金を有効に活用いただき、地域の備えを万全に整えていただければと考えております。

5. 開設の判断について

Q:いつ開設すればよいのでしょうか？市の高齢者等避難(レベル 3)が出る前でも開設してよいのか。

A:可能です。届出避難所は、台風接近前など、地域の判断で独自に開設することができます。発令状況にかかわらず、早めの避難が必要と判断される場合に開設ください。

6. その他

Q:登録することで何か義務が発生したりするのか。

A:届出避難所の利用が想定される地域住民に対して避難訓練等を実施し、利用について理解を深めていただくことをお願いします。また、避難所を開設した時や、避難者があった時、閉鎖した時は、自治防災課(または災害対策本部)まで連絡をいただきます。